

苫（生少）第28号  
令和6年8月22日

管内各中学校様  
保護者

札幌方面苫小牧警察署

### 万引き防止に関する緊急連絡について

平素から少年の非行防止対策を始めとする各種警察活動に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、苫小牧警察署管内における少年非行の情勢ですが、この夏休み期間中、中学生による万引きが後を絶たず、被害店舗からの通報が毎日のように続いており、憂慮すべき状況にあります。

被害に遭われた店舗の方は、私達住民のニーズに応えるために、日々、大変な御苦勞をなさって品揃えをしているところであり、もしも何度も万引き被害に遭われた場合、その被害額は非常に高額なものとなります。

みなさんのご家庭で、今一度「万引きは絶対にやってはいけない犯罪行為であること」などについて話し合ってみてください。

万引きは「窃盗罪」であり、10年以下の懲役または50万円以下の罰金という、重罪です。

今の欲望だけに捕らわれて罪を犯すことは、たとえ捜査機関に知られることなく過ごせたとしても、一生、後悔することとなります。

「苫小牧警察署管内にお住まいの少年には、そのような後悔を背負うことなく、希望に満ちあふれた明るい未来を切り拓いて欲しい。」そんな願いから、このような御連絡をさせていただきました。

つきましては、本取組の趣旨を御理解いただき、警察・教育機関・御家庭が協力し合うことで少年の健全育成につなげていきたいと考えておりますので、特段の御理解と御協力をお願いいたします。

(少年係 0144-35-0110内線264)